

ブラジル国派遣研修事業実施要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
5 派遣期間 <u>1 カ月</u> 程度	5 派遣期間 <u>3 カ月</u> 程度
6 ～ 1 7 [略]	6 ～ 1 7 [略]

附 則

この要領は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。